

令和5年度有田川町地域公共交通会議(第1回)

【書面開催】

1. 議案

(1) 藤並駅路線バス停留所の統合について

(2) 路線バスに係る移動円滑化基準適用除外自動車の認定申請について

(3) 花園地区(かつらぎ町)における自家用運送事業の運行への同意について

藤並駅路線バス停留所の統合について

JR 藤並駅については、従来はその構造上、駅の西側が玄関口となっていました。平成 20 年に現在の駅舎になってからは、駅の東側からも直接駅構内に入出入りできるようになりました。

藤並駅の西口と東口を比較すると、東口には観光案内所が設置されており、駐車場や、送迎用車両スペース、自転車置き場についても東口側の方が規模も大きく、年々、東口の利便性が相対的に増してきており、現在では東口がおもな玄関口となっている状況です。

一方で、JR 藤並駅に乗り入れている路線バス(4系統)のうち、「花園線」、「藤並清水線」「藤並線(藤並行き)」の 3 系統については、藤並駅の西口に、「藤並線(済生会行き)」の 1 系統については、藤並駅の東口にそれぞれ乗り入れている状況であり、「西口」と「東口」に停留所が別れている状況となっています。

以上のような状況から、「バスの乗車場所がわかりにくい」といった声が利用者から上がっていることや、「明王寺」「土生口」を利用する乗客がほとんどいないということから、藤並駅の停留所を東口に統合することについて、同意を求めます。

なお、令和 4 年度中には、藤並駅西口の地元地区である明王寺区にバス停留所を統合することについて説明し、了承を得ていることを申し添えます。

また、それまで、西口に乗り入れていた「花園線」、「藤並清水線」「藤並線(藤並行き)」の 3 系統については、「野田口」を過ぎて、①「有田インター北」交差点より②「有田インター入口」交差点を經由し、③「藤並駅東口」に乗り入れるものとします。①から②区間は「美山線」、②から③区間については「藤並線(済生会行き)」の経路と重複するため、新規の経路をとる必要はありません。

経路の詳細は別紙参考資料をご覧ください。



議案第 2 号

路線バスに係る移動円滑化基準適用除外自動車の認定申請について

現在、有田鉄道(株)により運行している路線バスについては、過疎化の進行による人口減少の影響により、近年乗客が著しく減少している状況です。

このような状況のなか、路線バス事業の存続については、今後一層の運営の合理化が求められるなかで、特に現在、「花園線」、「美山線」を運行する車両については、老朽化が著しく速やかな車両の更新の必要性に迫られているところです。

しかしながら、現在運行している路線バス車両と同等の新車、中古車を検討するも費用的な問題、中古車の流通市場の状況から見通しがたっていない状況のため、小型(ハイエースワゴンタイプ)の車両(以下、小型車両)を導入することを予定しているところです。

当該路線においては、一度に乗車する乗客数が少ないことから、小型車両でも利用者の利便性に支障をきたさないものと考えておりますが、当該小型車両については、下記のとおり移動円滑化基準の条項及び内容を満たさないため、移動円滑化基準の適用除外の認定申請をいたく、合意を求めるものであります。

なお、有田川町身体障害者連盟(会長:玉置 勝 様)、及び有田川町老人クラブ連合会(会長:高垣 俊和 様)には、事前に内容を説明の上、移動円滑化基準適用除外車両の運行について、承諾いただいていることを申し添えます。

記

車名および形式	初年度登録年	定員	長さ	幅	車両総重量	車両番号	台数
トヨタ GDH223B-LETNY	R 6 年	14 人	538 cm	188 cm	3,050 kg	GDH223-2006754 GDH223-2006783	2 台

認定により、適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

第 37 条第 2 項第 2 号……車いす使用者の状況を円滑にする設備(スロープ)

第 39 条……車いすスペース

第 40 条第 1 項……乗降口の車いすスペースとの通路幅



車両イメージ ※トヨタ自動車(株) ホームページより

議案第 3 号

花園地区(かつらぎ町)における自家用有償運送事業の運行への同意について

有田川町に隣接するかつらぎ町花園地区において、令和6年4月1日より下記及び添付の説明資料のとおり自家用有償運送事業の実施が計画されています。

記

- ・実施主体:かつらぎ町
- ・運行委託先:社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会花園支所
- ・運送の区域:かつらぎ町花園地域(旧花園村)内
 ※ただし、花園地域と隣接する有田川町押手地区の診療所と郵便局、美容院周辺までを区域に含める。
- ・利用対象者:会員登録をした花園地域の住民(観光旅客は輸送対象に含めない。)
- ・料金:1回の乗車につき、1人あたり「300円」
- ・詳細は、別添の資料【資料1】を参照

上記のとおり本事業の運送の区域が一部有田川町内にかかることから、事業の実施について同意を求めます。

なお、かつらぎ町公共交通会議により本事業の運行について意見の照会があり、有田川町としては、事業の利用対象者が花園地区の住民に限定されていること、有田川町町内にかかる運送の区域が限定的なエリアであることから、これに同意する旨をかつらぎ町に伝えているところです。また、令和6年1月16日に開催されたかつらぎ町公共交通会議においては、本事業の運行については、別紙のとおり協議が調った旨の報告をいただいておりますので、その旨申し添えます。

1. 事業概要及び現況

(1) 事業の概要

○背景

花園地域は、かつらぎ町の南部に位置する山間地域で、公共交通サービスの空白地域となっており、移動手段の確保が求められています。

○目的

公共交通サービスの空白地域である花園地域に、交通空白地有償運送を導入し、交通空白地域を解消することにより、交通弱者の移動手段の確保を図ります。

(2) 運行地域の現況

○花園地域の概況（令和5年11月末現在）

- ・世帯数 154世帯
- ・人口 249人（内、65歳以上人口146人 高齢化率58.6%）

花園地域の高齢化率は、令和5年8月末時点で59%となっており、地域住民の半数以上が高齢者という状況です。今後、更に高齢化は進み、運転免許証を返納する方も増えることが想定され、交通手段の確保が喫緊の課題となっています。

○既存公共交通の現況

- ・路線バス（有田鉄道バス花園線 全日8便 停留所3カ所）
- ・コミュニティバス（新城花園コース 全日8便 停留所2カ所）
- ・鉄道（路線無し）
- ・タクシー（配車無し）

花園地域には、路線バスやコミュニティバスは乗り入れているが、地域内を運行する路線やタクシー配車が無く、地域内の移動手段が無いのが現状です。

2. 運送の区域・利用対象者・料金等

(1) 運送の区域

○花園地域（旧花園村）

運行エリアは「花園地域」内とする。ただし、花園地域と隣接する有田川町押手地区の診療所と郵便局を運行エリアに含めるものとする。

(2) 旅客の範囲（利用対象者）

○会員登録をした地域住民

- ・利用希望者は、事前登録が必要
- ・観光旅客は輸送対象に含めないこととする。

(3) 料金（利用料）

○定額制

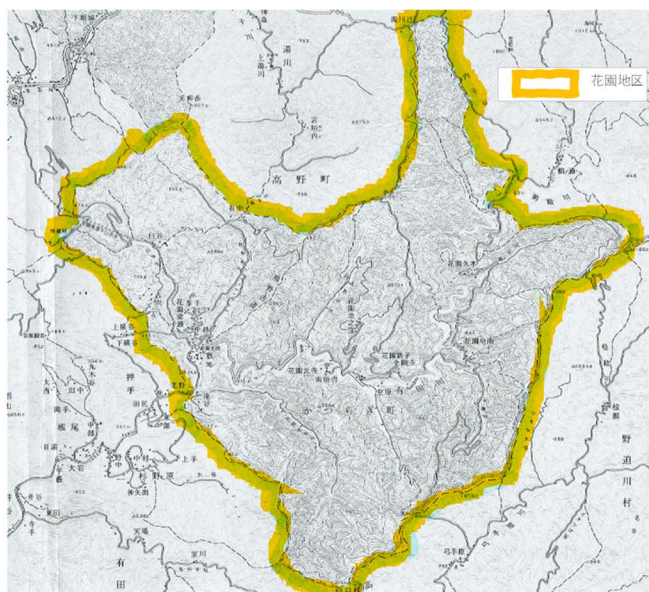
1回の乗車につき、1人あたり「300円」

※タクシーの初乗運賃の半額程度で設定

（橋本地区 初乗運賃 普通車 上限運賃650円、下限運賃630円）

【参考】かつらぎ町コミュニティバス・デマンドタクシー（定額200円）

(4) 区域図（花園地域）



- ・黄色で縁取られた区域内の運行を想定
- ・主な目的地は、公共施設・診療所・金融機関等
- ・域外への移動は、路線バスやコミュニティバス等への乗り継ぎを想定

3. 運行内容

(1) 運行開始日

○運行開始日：令和6年4月1日（予定）

(2) 運行日・運行時間帯

○運行日：平日（土日祝日、年末年始（12/29～1/3）は運行しない。）

○運行時間帯：8：30～17：00

(3) 運行形態・運行ダイヤ

○運行形態：事前予約制デマンド型

利用者の希望時間に合わせて自宅から目的地までドア・トゥ・ドアで運行する予約（デマンド）型の運行とする。

(4) 主要目的地

○公共施設

- ・かつらぎ町役場花園支所
- ・かつらぎ町社会福祉協議会花園支所
- ・花園公民館
- ・生活改善センター

○診療所

- ・松谷医院（有田川町押手地区）

○金融機関

- ・JA 紀北川上花園グリーン店
- ・郵便局（有田川町押手地区）

○その他

- ・移動販売所
- ・バス停留所（路線バスやコミュニティバスへの乗り継ぎ）

4. 運行体制・利用方法

(1) 運行体制

- 実施主体：かつらぎ町
- 運行委託先：社会福祉法人 かつらぎ町社会福祉協議会花園支所

(2) 運行車両

- 運行車両：軽自動車（スズキ：ワゴンアール）4人乗り
 - 車両台数：3台（リース）
- ※山間部などは、道路幅が狭いため、運行車両は軽自動車とする。

(3) 利用方法

- ①電話予約…受付時間（平日8:30～17:00）事前予約
利用者は、氏名・利用日時・目的地・到着したい時間を伝える。
- ②予約受付
内容を確認し、運行計画作成後に予約確認電話することを伝える。
- ③運行計画編成
予約を集約して運行計画を作成、送迎時間を確定する。
- ④事前連絡
確定した送迎時間を利用者へ連絡する。
- ⑤送迎
それぞれの自宅（目的地）へ向かい、利用者に乗せる。
- ⑥到着
それぞれの目的地（自宅）へ到着

5. その他

(1) 事前アンケート

○実施時期：令和5年3月

○対象：花園地区在住60歳以上

○回答：128件（回収率74.4% 配布172件）

○内容：

① 利用の希望について

利用したい：72人（56%）、利用しない：15人（12%）、無回答：41人（32%）

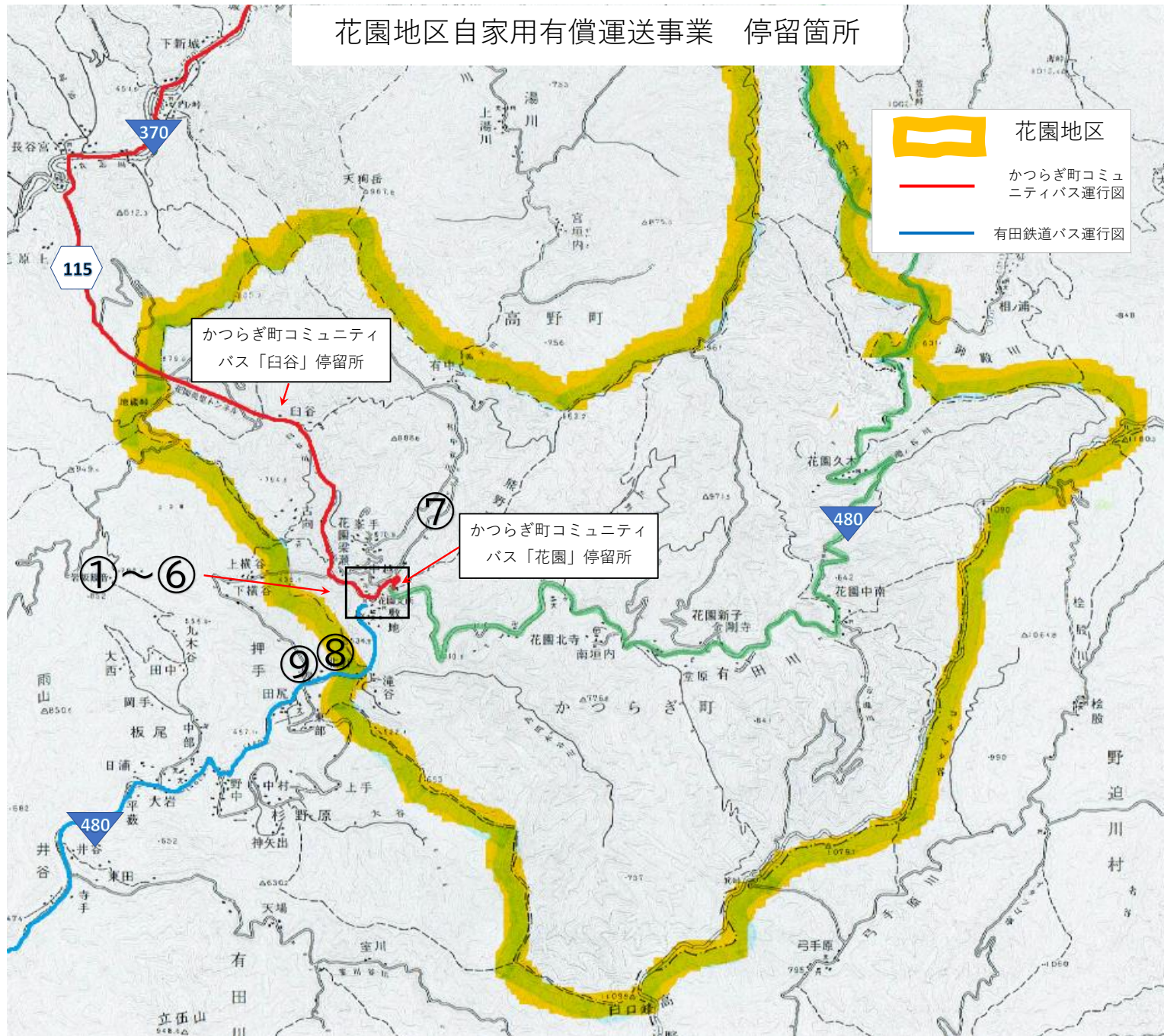
② 利用料1回300円について

高い：21人（16%）、適当：57人（45%）、安い：19人（15%）、無回答：31人（24%）

③ 行先について（複数回答）

医療機関：33人、金融機関：19人、役場：22人

花園地区自家用有償運送事業 停留箇所



花園地区自家用有償運送事業 停留箇所



花園地区自家用有償運送事業 停留箇所

箇所名	内容等
1 社会福祉協議会花園支所	出発場所、公共施設、コミュニティバス停
2 かつらぎ町役場花園支所	公共施設、金融機関（郵便局 A T M）
3 有田鉄道バス停留所	有田鉄道バス乗り換え場所
4 紀北川上農協	金融機関、宅急便扱い、移動販売
5 生活改善センター	公共施設、サロン会場等
6 旧花園温泉	移動販売
7 清滝団地 集会所	移動販売
8 松谷医院	医療機関
9 押手郵便局	金融機関、近くに美容院有

有田川町

有田川町

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和6年1月16日（火）開催のかつらぎ町地域公共交通会議において、下
記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運行方法及び路線並びにその内容

花園地域の公共交通空白地有償運送（別紙のとおり）

2. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

花園地域の公共交通空白地有償運送（別紙のとおり）

令和6年1月22日

かつらぎ町地域公共交通会議

会長 かつらぎ町副町長 南 典 昌



有田川町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 有田川町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議の委員は、次にあげるものとする。

- (1) 有田川町長及び有田川町副町長
- (2) 和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (3) 和歌山県総合交通政策課長
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (6) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (7) 公益社団法人和歌山県バス協会、一般社団法人和歌山県タクシー協会及び一般社団法人和歌山県ハイヤータクシー協会の代表者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (9) 道路管理者
- (10) 所轄警察署

(会長)

第4条 交通会議に会長を置く。

- 2 会長は、町長をもって充て、交通会議を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議にかえることができる。

(運営等)

第7条 当該輸送サービスの提供事業者の選定にあたっては、輸送の安全性及び利用者利便の確保等について十分配慮するものとする。

2 交通会議の庶務は、有田川町企画調整課が処理する。

3 地域公共交通に関する相談、要望、その他に対応するため、有田川町企画調整課に連絡・通報窓口を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

有田川町地域公共交通会議委員名簿

R6.1月

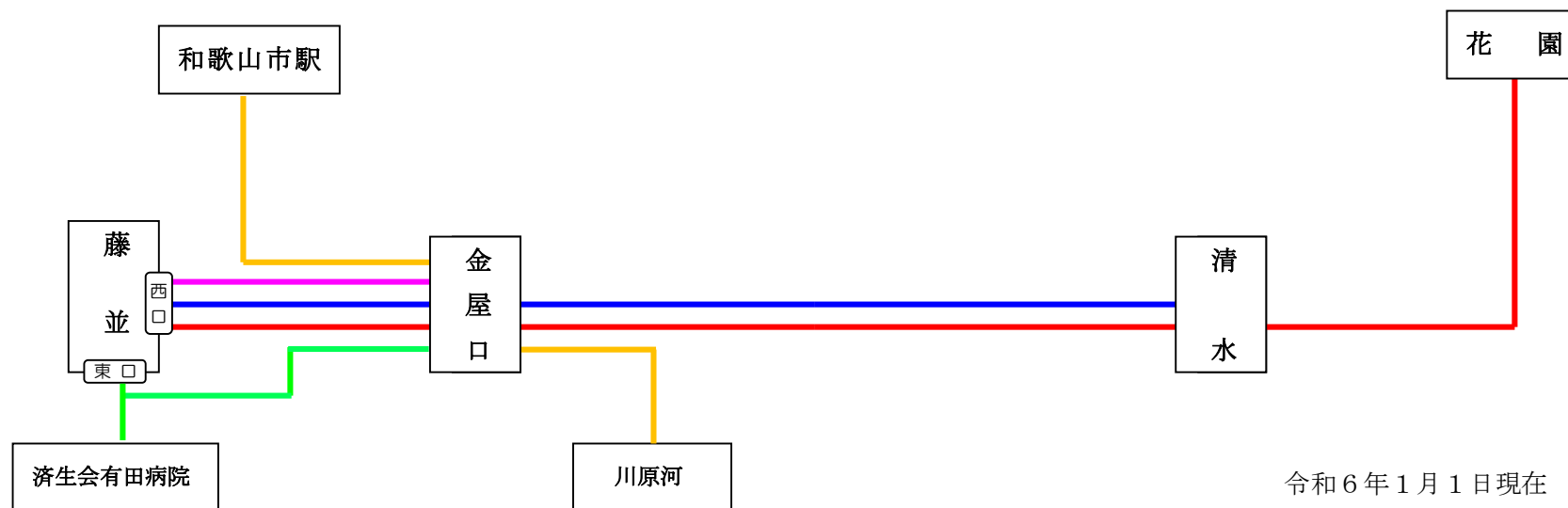
	所属団体名等	役職	氏名	備考
1	有田川町	町長	中山 正隆	会長
2	有田川町	副町長	坂頭 徳彦	職代
3	近畿運輸局和歌山運輸支局	支局長		
4	(公社)和歌山県バス協会	会長		
5	(一社)和歌山県タクシー協会	会長		
6	(一社)和歌山県ハイヤータクシー協会	会長		
7	和歌山県総合交通政策課	課長		
8	有田振興局建設部	部長		
9	有田川町建設環境部	部長	竹中 幸生	
10	有田湯浅警察署	署長		
11	吉備地区区長会	会長	伊藤 芳範	
12	金屋地区区長会	会長	新田 清	
13	清水地区区長会	会長	東 修一	
14	有田鉄道株式会社	取締役社長	川村 健一郎	
15	末広タクシー株式会社	代表取締役	前 安稔	
16	株式会社紀州観光	代表取締役	野崎 忠美	
17	有田鉄道バス労働組合	執行委員長	野崎 信也	
	以下、有田川町事務局			
	総務政策部	部長	井上 光生	
	総務政策部企画調整課	課長	林 光彦	

※ 敬称略順不問

路線バス系統内訳表

系統番号	路線名	起 点	終 点	キロ程 km	運行回数		識 別
					往	復	
1	花 園 線	藤 並	花 園	53.3	4(2)	4(2)	—
2	藤並清水線	藤 並	清 水	36.2	2	2	—
3	藤 並 線	金 屋 口	藤 並	5.6	3	3	—
4		金 屋 口	済 生 会 有 田 病 院	8.5	3(0)	3(0)	—
5	美 山 線	川 原 河	和 歌 山 市 駅	50.5	2(0)	2(0)	—

路線バス運行系統図



令和6年1月1日現在
(平成30年4月1日改正)